

議会運営委員会記録

1 日 時 平成30年3月5日（月曜日）

開 会 午前 9時58分

閉 会 午前 10時14分

2 場 所 議会会議室

3 出席委員 10人

委員長 金 厚 有 豊

副委員長 佐 藤 則 寿

委 員 舍 川 智 也

// 江 西 照 康

// 成 田 光 雄

// 横 野 昭

// 村 石 篤

// 高 田 重 信

// 村 家 博

// 柞 山 数 男

4 欠席委員 0人

5 委員外議員として出席した者

議 員	上 野 蛭
//	金 井 毅 俊
//	大 島 満
//	尾 上 一 彦
//	赤 星 ゆかり

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

事務局長	中田 貴保
事務局次長	岡地 聡
庶務課長	金山 靖
議事調査課長	福原 武
議事調査課主幹	坂口 輝之
議事調査課副主幹	石黒 隆司
議事調査課調査係長	牧野 仁美
議事調査課主任	金井 沙織

7 会議の概要

委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

 まず、委員会記録の署名委員に成田委員、横野委員を指名いたします。

 本日の協議事項は、お手元に配付のとおりであります。

 まず、大きな協議事項1番目の3月定例会の運営についてであります。

 初めに、代表質問については、3名の方から通告がありました。

 また、一般質問については、26名の方から通告がありました。

 そこで、代表質問及び一般質問の順序については、お手元の資料のとおり進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように決定いたします。

 なお、改めて申しますが、代表質問の質問時間については、自由民主党が60分以内、公明党が25分以内、社会民主党議員会が20分以内となりますので、御承知おき願います。

 次に、2つ目の追加議案についてでありま

す。

さきの本委員会においてお示ししました、「教育委員」「監査委員」「固定資産評価審査委員」「農業委員」「人権擁護委員」の5つの追加人事案件に加え、さきの議案説明会で説明がありましたとおり、「包括外部監査契約締結の件」が、定例会最終日に追加提案される予定になっております。

この、「包括外部監査契約締結の件」の議案書については、3月22日（木曜日）に配付するとのことですので、御承知おき願います。

また、この件の議案質疑の通告については、議案質疑が行われる日の前日の午後5時までとなっておりますので、3月22日（木曜日）の午後5時までにお願います。

なお、この追加議案の委員会付託についてですが、所管の委員会の意向に基づくこととしております。

このため、この件については、所管の総務文教委員会で、決めていただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

なお、この協議結果につきましては、改め

て、委員の皆さんに御報告いたします。

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

委員長

次に、3つ目の請願・陳情につきましては、今定例会に提出されたものは、お手元の資料のとおり、請願1件、陳情6件であります。

このうち、請願1番目の「一般市民の参加による議会改革を求める請願」については、この議会運営委員会に付託される予定でありますので、御承知おき願います。

次に、陳情1番目の平成30年分陳情第2号「議会事務局の事務からは、富山市議会の議会運営の透明性が感じられない。『議会での議員の一挙手一投足の記録は市民にとっては次の選挙で共有する貴重な知的資源』となるように、議会事務局は富山市文書取扱規定、第8条の運用を、

- ・『公文書等の管理に関する法律』（以下・法）の趣旨にのっとった運用を求めるか。
- ・法第一・四条第四項と第三十四条の趣旨にのっとり、文書の適正な管理を実施するために、議会で再確認をする。

のどちらかの方法を選んだ上で、市民にとって貴重な知的資源となるように採決を求める陳情」についてですが、議長から「本

件陳情者への事務局の対応は、適切なものと考えており、今定例会において、付託・審議をする必要はないのではないかと考える。このことから、本件陳情の取扱いについて疑義がある」との議長の見解から、請願・陳情の取扱要領に沿って、当委員会としての意見を求められております。まず、本件陳情について、事務局から意見を求めます。

議事調査課長 事務局の文書の取扱いにつきましては、これまでも、富山市文書取扱規定に基づき、適切に対応しております。また、議長・局長に相談、指示を仰ぎながら、組織全体で情報を共有して結論を出しまして適切に対応しております。また、今回の陳情者への対応のように、疑義が生じた場合には、関係部署にも相談をしながら適切に対応しているところでございます。

委員長 ただいまの事務局からの発言も踏まえ、本件陳情について、所管委員会への付託、審議を行うべきか、委員の皆さんの御意見をお聞かせください。

柞山委員 今、事務局から説明がありました。議長の見解も、委員長から報告があったところで

ありますが、本件については、事務局の対応は適切なものと思いますので、本陳情について、本定例会において付託、審議をする必要はないと思います。

委員長 そのほかに、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、平成30年分陳情第2号については、議会運営委員会の意見として、「議長の見解のとおりと考えることから、今定例会において、所管の委員会への付託及び審議を行う必要はないと考える」との意見を付して、議長に報告したいと思いますが、そのように取り扱うこととして、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように決定いたします。
次に、陳情2番目の平成30年分陳情第3号「委員会記録は内容が判りにくいことについての対策を求める陳情」、3番目の平成30年分陳情第4号「委員会記録の取り扱いについての陳情」、4番目の平成30年分陳情第5号「各委員会での採決結果の

記録は各委員の賛否等が個々に分る記録に改めることについて採決を求める陳情」、6番目の平成30年分陳情第7号「委員会記録の取り扱いについて余計なお世話排除の陳情」についてですが、議長から、「各陳情の求める趣旨については、議会として、現行の取扱いを改める必要性は感じられないことから、今定例会において、付託・審議をする必要はないのではないかと考える。このことから、これら4件の陳情の取扱いについて疑義がある」との議長の見解から、請願・陳情の取扱要領に沿って、当委員会としての意見を求められております。そこで、これら4件の陳情について、所管委員会への付託、審議を行うべきか、委員の皆さんの御意見をお聞かせください。

高田委員 委員会記録につきましては、今、ホームページ等において内容の掲載がなされているところでありますが、その中で、議長の言われるとおり、現行の取扱いを改める必要性は感じませんので、これらの陳情につきまして、所管の委員会へ付託、審議をする必要はないという思いであります。

委員長 そのほかに、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、平成30年分陳情第3号から平成30年分陳情第5号まで及び平成30年分陳情第7号については、議会運営委員会の意見として、「議長の見解のとおり、各陳情については、議会として、現行の取扱いを改める必要性は感じられないと考えることから、今定例会において、所管の委員会への付託及び審議を行う必要はないと考える」との意見を付して、議長に報告したいと思いますが、そのように取り扱うこととして、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。
次に、陳情5番目の平成30年分陳情第6号「4度目の「情報公開の開示決定の決裁」に行政管理課が加わることを求める陳情書」の総務文教委員会での審査で、それでも、委員の発言に理解不足のところがあるので、（添付する陳情書3～5ページで指摘）を参考に改めて採決を求める陳情」についてですが、議長から、「本陳情については、過去の議会において、既に結論が出されており、その後の状況に変化がないと考えら

れることから、今定例会において、改めて、付託・審議をする必要はないのではないかと考える。このことから、本件陳情の取扱いについて疑義がある」との議長の見解から、請願・陳情の取扱要領に沿って、当委員会としての意見を求められております。そこで、本件について、所管委員会への付託、審議を行うべきか、委員の皆さんの御意見をお聞かせください。

柞山委員 この陳情も、過去の議会において既に結論が出されております。その後、状況の変化は全くないものと考えられますので、今定例会において改めて付託、審議をする必要はないと考えます。

委員長 それでは、平成30年分陳情第6号については、議会運営委員会の意見として、「議長の見解のとおり、議会としての結論を出した前回協議時から、状況は変わらないと考えることから、今定例会において、改めて、所管の委員会への付託及び審議を行う必要はないと考える」との意見を付して、議長に報告したいと思いますが、そのように取り扱うこととして、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。
次に、4つ目の意見書・決議につきまして、
これまでに受理しているものについては、
お手元の資料のとおり、2件であります。
この、請願形式による意見書提出要請の2
件については、請願者から、もし、議員提
出議案とならなかった場合は、請願として
取り扱ってほしいとの申し出がありました。
したがいまして、議員提出議案とならな
かった場合には、本会議最終日に委員会付託
を省略して、直ちに討論・採決を行います
ので、御承知おき願います。

また、会派から提出されます意見書（案）、
決議（案）につきましては、13日（火曜
日）の午後5時までの提出期限となってお
ります。

提出されました、会派からの意見書（案）、
決議（案）については、14日（水曜日）
の本委員会でお示しいたします。

これらの意見書（案）、決議（案）は、本
日提示いたしました2件の意見書と合わせ
まして、19日（月曜日）の本委員会にお
いて、御協議いただくこととなります。

それまでに、各会派において、御検討をお
願いいたします。

次に、5つ目の「委員会条例の一部改正について」であります。

このことについては、今定例会において提案されております、「富山市事務分掌条例の一部を改正する条例制定の件」において、都市整備部が、活力都市創造部へと名称変更することに伴い、委員会条例の一部改正が必要になるものであります。

そして、この改正案につきましては、3月2日に開催されました各派代表者会議において、お手元に配付の案文のとおり了承が得られております。

そこで、この議案につきましては、議会運営委員会の議員提出議案として、今定例会最終日の3月23日（金曜日）、事務分掌条例の一部改正が可決された後に、追加提案することとし、提案理由説明、議案の質疑の後、委員会付託を省略して、直ちに討論・採決を行うことにいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

なお、本議案の議案質疑につきましては、質疑が行われる日の前日の午後5時までとなりますので、3月22日（木曜日）の午

後5時までをお願いします。

次に、大きな協議事項2番目の「議会改革検討調査会の協議結果について」であります。

このことについては、検討調査会の座長から議長を通じて、お手元に配付のとおり、協議結果についての報告を受けておりますので、まず、事務局から説明させます。

議事調査課長　〔資料「議会改革検討調査会の協議結果について」により説明〕

委員長　今ほど事務局から説明がありました。本委員会に回付されました、

2　分割質問の導入について、

4　各会派の質問に対する残り時間を議会だよりやホームページに表示することについて、

5　一般質問における年間の持ち時間について、

以上の3項目について、本日、最終的な結論を出したいと思えます。

そこで、この議会改革検討調査会については、全ての会派が委員として入り、最終的にこのような協議結果に至ったということでもあります。

つきましては、これらの3項目について、

議会改革検討調査会での決定を尊重し、本市議会としての結論としたいと思いますが、そのように取り扱うこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。
以上で、本日の協議事項は終了いたしました。

次回の議会運営委員会は、3月14日（水曜日）、本会議終了後に行いますので、よろしく願いいたします。

これをもって、本日の議会運営委員会を閉会いたします。

平成30年3月定例会
(平成30年3月5日)
議会運営委員会記録署名

委員長 金 厚 有 豊

署名委員 成 田 光 雄

署名委員 横 野 昭